三　少額訴訟の終局判決に対しては、電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができること。

（音声の送受信による通話の方法による証人尋問・法第三百七十二条）

第二百二十六条　［略］

［２～４　略］

［削る］

５　第三十条の二（映像と音声の送受信による通話の方法による口頭弁論の期日）の規定は、第一項の尋問をする場合について準用する。

（証人等の陳述の電子調書への記録等）

第二百二十七条　電子調書には、証人等の陳述を記録することを要しない。

２　証人の尋問前又は鑑定人の口頭による意見の陳述前に裁判官の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当事者の裁判上の利用に供するため、証人又は鑑定人の陳述を録音し、又は録画した電磁的記録を作成しなければならない。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当該電磁的記録の複写を許さなければならない。

（判決・法第三百七十四条）

第二百二十九条　少額訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書には、少額訴訟判決と表示しなければならない。

２　第百五十七条（言渡しの方式等）第四項の規定は、少額訴訟において法第二百五十四条（言渡しの方式の特則）第一項の規定により判決の言渡しをする場合について準用する。

（異議後の訴訟の電子判決書等）

第二百三十一条　異議後の訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書には、少額異議判決と表示しなければならない。

２　第二百十九条（手形訴訟の電子判決書等の引用）の規定は、異議後の訴訟の電子判決書又は電子判決書に代わる電子調書における事実及び理由の記録について準用する。

第七編　法定審理期間訴訟手続に関する特則

（当事者の責務）

第二百三十一条の二　当事者は、早期に主張及び証拠の提出をし、法定審理期間訴訟手続の計画的かつ迅速な進行に努めなければならない。

（法第三百八十一条の二第一項の申出等）

第二百三十一条の三　当事者は、法第三百八十一条の二（法定審理期間訴訟手続の要件）第一項の申出又は同条第二項後段の同意をした後速やかに、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

一　予想される主要な争点及び当該主要な争点に関連する事実

二　予想される主要な争点ごとの証拠

三　当事者間においてされた交渉その他の訴訟に至る経緯の概要

２　前項の書面には、予想される主要な争点についての書証の写しを添付しなければならない。

３　第五十五条（訴状の添付書類等）第三項及び第四項の規定は、前項の書証の写しの添付について準用する。

三　少額訴訟の終局判決に対しては、判決書又は判決書に代わる調書の送達を受けた日から二週間の不変期間内に、その判決をした裁判所に異議を申し立てることができること。

（音声の送受信による通話の方法による証人尋問・法第三百七十二条）

第二百二十六条　［同上］

［２～４　同上］

５　第一項の尋問をしたときは、その旨、通話先の電話番号及びその場所を調書に記載しなければならない。

６　第八十八条（弁論準備手続調書等）第二項の規定は、第一項の尋問をする場合について準用する。

（証人等の陳述の調書記載等）

第二百二十七条　調書には、証人等の陳述を記載することを要しない。

２　証人の尋問前又は鑑定人の口頭による意見の陳述前に裁判官の命令又は当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当事者の裁判上の利用に供するため、録音テープ等に証人又は鑑定人の陳述を記録しなければならない。この場合において、当事者の申出があるときは、裁判所書記官は、当該録音テープ等の複製を許さなければならない。

（判決・法第三百七十四条）

第二百二十九条　少額訴訟の判決書又は判決書に代わる調書には、少額訴訟判決と表示しなければならない。

２　第百五十五条（言渡しの方式）第三項の規定は、少額訴訟における原本に基づかないでする判決の言渡しをする場合について準用する。

（異議後の訴訟の判決書等）

第二百三十一条　異議後の訴訟の判決書又は判決書に代わる調書には、少額異議判決と表示しなければならない。

２　第二百十九条（手形訴訟の判決書等の引用）の規定は、異議後の訴訟の判決書又は判決書に代わる調書における事実及び理由の記載について準用する。

［新設］